

## 鶴岡市市制施行20周年記念ロゴマーク使用取扱要綱

### (目的)

- 第1条 鶴岡市市制施行20周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、鶴岡市民の郷土への愛着や誇りを高め、市制施行20周年を経て、共に発展してきた6つの地域の一体感をさらに高めるとともに、本市の魅力を広く発信し、その認知度を高めることを目的とし使用するものとする。
- 2 この要綱は、「鶴岡市市制施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」で規定するロゴマークを広く組織、団体及び企業等に積極的に使用していただくために、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークに関する権利)

- 第2条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、鶴岡市に帰属する。

### (使用の申請)

- 第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用申請書（様式第1号）に使用イメージが分かる資料を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- (1) 新聞、テレビ等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
  - (2) 個人及び団体が鶴岡市に関する非営利の情報発信をするために使用するとき。
  - (3) その他市長が申請を要しないと認めるとき。

### (使用の承認等)

- 第4条 市長は、使用申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、使用を承認するときは使用承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により承認をする場合において、その使用に条件を付することができる。
- 3 市長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとする。
- (1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
  - (2) 市の信用や品位を害するおそれがあるとき。
  - (3) 第三者の誤解を招き、又は利益を害するおそれがあるとき。
  - (4) 特定の個人、政治、思想、宗教の活動を支援し、又はそのおそれがあるものであるとき。
  - (5) その他その使用が不適當であると市長が認めるとき。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用の承認を受けた日から令和8年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により承認を受けロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること。

(2) 第4条第2項の規定により付された条件に従うこと。

(3) 別記「鶴岡市市制施行20周年記念ロゴマーク使用ガイドライン」に沿って適切に使用すること。

(4) ロゴマークを使用して作成した制作物がある場合は、完成後、速やかに提出すること。ただし、当該制作物の提出が困難である場合は、写真等の提出をもって代えることができる。

(5) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。

(6) 第4条の承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、ロゴマークの使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合は変更承認通知書（様式第5号）により、変更を承認しない場合は変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要に応じて、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽があることが判明した場合
  - (2) 使用者が第4条第2項及び第7条各号に掲げる事項を遵守しない場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、ロゴマークを継続して使用することが不適當であると市長が認めた場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、承認取消通知書（様式第7号）により使用者に通知するものとする。
  - 3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマークを使用し、物品等の使用、配布、販売、掲示等を行い、又は役務の提供をしてはならない。

（免責事項、損害賠償等の責任）

- 第11条 市は、この要綱によるロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。
- 2 使用者は、ロゴマークの使用により第三者に損害を与えたときは、その全責任を負うものとする。ロゴマークの使用の承認の取消しにより、使用者又は第三者に生じた損害についても同様とする。
  - 3 使用者は、ロゴマークの使用による事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに、適切な措置を講じるとともに、速やかにその内容について市長に報告しなければならない。
  - 4 市は、前項に規定する事故、苦情等については、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。